

平成 27 年 1 月 23 日

(第 3 回審査基準専門委員会 WG 資料)

進歩性の審査基準改訂に関して

日本知的財産協会 常務理事 伊藤弘道

進歩性の審査基準改訂案作成を進めるにあたり、下記の観点を考慮して進めていただきたいと思います。

1. 動機付けにあたっての総合考慮について

(ア) 審査のぶれを軽減し審査の予見性を高めるという審査基準の本来の目的を達成せしめる視点、および、海外において我が国の審査実務の信頼性を醸成するという視点から、「総合考慮した審査」がどのようなものを理解しやすい審査基準にしていきたい。

(イ) 個々の観点の考察について、例えば：

- ① 黙示的な課題の共通性により動機付けできる／できない
- ② 技術分野の関連性や課題の共通性などを上位概念化・下位概念化して動機付けできる／できない

の関が分かるような事例や裁判例を挙げていただきたい。

2. 論理付けについて

「有利な効果」を参酌して進歩性が肯定的／否定的に判断される関が分かるような事例や裁判例を挙げていただきたい。

3. 事例や裁判例について

挙げられる事例や裁判例について、その掲載の位置付けを理解しやすい審査基準にしていきたい。

以上